

内閣府 日本学術会議事務局

上席学術調査員又は学術調査員（非常勤一般職国家公務員）募集要項

1. 採用内容

職 名 : 内閣府 日本学術会議事務局 上席学術調査員又は学術調査員(非常勤)
採用予定者数 : 若干名
採用予定日 : 令和5年5月以降（予定）（時期については応相談）

2. 業務内容

- (1) 日本学術会議が加盟する国際学術会議（ISC）や IAP(InterAcademy Partnership)等の国際学術団体や各国アカデミーに関する横断的な調査分析、資料作成及び連絡調整
- (2) 日本学術会議が毎年度主催している「持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議」に関する支援業務
- (3) 日本学術会議が事務局の一翼を担う Future Earth プログラムに関する調査分析及び関係機関との連絡調整
- (4) 上記以外で、日本学術会議が国際学術交流事業を実施する上で必要となる調査分析、資料作成及び連絡調整等

3. 応募条件

次の要件に該当する者（利害関係を有する職業との兼業は不可）（性別・年齢不問）

- (1) 大学卒業程度の学歴又はこれと同等程度以上の学力を有すると認められる者であつて、専門的知識及び経験（5年以上の実務経験を有する者を原則とする。）を有する者
- (2) 人文・社会科学、自然科学の特定分野における専門知識を有し、専門分野以外の学術分野に対して幅広い興味を有すると認められる者
- (3) 上記分野について十分な英語力（TOEIC スコア 800 点以上又は英検準1級以上）を有する者（国際会議出席経験があると望ましい）

4. 応募資格

次のいずれかに該当する方は、応募できませんのでご了承ください。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員になることができない者
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5. 提出書類

- ◇ 履歴書 1通 <写真貼付（写真裏面に氏名記入）>
電子メールアドレス（PC、携帯電話等いずれでも可能）があれば記載すること
- ◇ 以下のいずれかのテーマに関して2,000字以上3,000字以内で自らの見解、考え等を記載した書類 1通（様式自由。ただし、活字の場合は、12ポイントの文字とすること。）
 - ・持続可能な社会形成における科学技術の観点からの課題
 - ・国際的課題解決に向けた科学技術の貢献
 - ・科学と社会との関わり方

※応募書類は返却いたしません。採用となった場合、3の応募条件を満たすことを証明できるもの（免状、認定証、卒業証書、論文、在職証明書 等）の写し1通をご提出いただきます。

6. 試験日程等

応募書類受付締切日	令和5年4月7日（金）必着	
第一次審査（書面）合否発表日	令和5年4月中旬	※電子メール等で通知
第二次審査（面接）日	令和5年4月下旬	※日程は個別に調整

7. 勤務条件

勤 務 地 ： 東京都港区六本木 7-22-34
勤務時間 ： 週3日程度（応相談）
1日5時間45分（10:00～12:00；13:30～17:15）
年次休暇は非常勤国家公務員の規程により付与
任 期 ： 令和6年3月31日まで（勤務状況によっては延長もあり）
給 与 ： 上席学術調査員：日額15,200円又は18,200円／学術調査員：日額12,500円
（資格、経験等によりいずれか）
賞与・昇給・交通費無し
※上記の金額は、法律等の改正及び施行に伴って変更する場合がありますので、ご承知おきください。

8. 書類送付先及び問い合わせ先

〒106-8555 東京都港区六本木 7-22-34
内閣府 日本学術会議事務局参事官（国際業務担当）室
電 話 （03）3403-5731

9. その他

採用後は、『マイナンバーカード』を身分証として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得を行う必要があります。